

税務相談室

接待交際費

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

私は開業医ですが、次のような支出は交際費として必要経費になりますか。

- (1)大学病院の検査室の人たちに対する接待の費用
- (2)医師会の定期総会に参加した場合の会合費
- (3)大学の同窓の仲間との健康維持のための月1回のゴルフ費用
- (4)医師仲間に対する結婚祝や香典
- (5)母校である大学教室の人たちや附属病院の医師に対する交際や中元・歳暮の費用

回答

接待・交際の費用が必要経費になるかどうかは、その支出が事業の遂行上専ら必要なものかどうかということで決まります。

ところで、接待・交際費とは、得意先・仕入先その他事業に関係がある者に対する接待・供応・慰安・贈答等の行為をするために支出する費用をいいますが、これらの支出が事業の遂行上必要かどうかは、接待等の相手方や接待等の理由、経費の内容などによりますし、また、接待の程度が通常必要な範囲のものかどうかとも問題となります。

ご質問の費用については、次のような取扱いになると思います。

(1)・(2)について

その金額が相当な範囲のものである限り必要経費になります。

(3)について

個人的な家事上の費用に該当し、所得の獲得のためのものというよりは所得の処分としての性質を有していると考えられますので、必要経費となりません。

(4)について

取引関係のない医師仲間に対する冠婚葬祭費は、事業の遂行上専ら必要なものというよりは、事業主が個人として支出する費用であり、所得計算上の必

要経費にならないものと考えられます。

これらの費用は、事業を営んでいない場合でも支出するものであることからみても個人的な費用に該当するものと思われます。

しかし、営んでいる事業に関係のある、例えば自院の診療に協力してくれている代診医とか派遣医又は技術提携先、看護師など従業員に対する冠婚葬祭費は必要経費になります。

(5)について

個人の支出については、収益活動と消費活動の二面があり、その支出がすべて収益活動に属するものとは限りません。

また、交際費は、その使途などからみますと、本来的には、消費活動の主体たる個人が負担すべき性格を有するものと考えられますし、必ずしもその費用のすべてが事業遂行上必要なものであるとは限りません。

そこで、ご質問の大学教室に対する交際費等は、単に出身の大学であるとか、又は、懇意な友人がいるとかいう理由だけでは必要経費にはなりません。

したがって、その支出が必要経費として認められる交際費とは、例えば、現に大学教室からあなたの病院等の勤務医師を派遣してもらっているような場合の交際費のように、事業の遂行上必要なものと考えられるものだけが必要経費になります。

以上ですが、医療法人（社会医療法人を除く）の場合、税法上は普通法人の取扱いとなるため多少異なります。

なぜなら、税法上の法人の活動はすべて収益を目的として営まれていることから、法人が支出する費用は基本的にすべて費用性があると考えられているからです（医療法人の非営利性とは異なる税法上の考え方です）。

法人税の通達によれば「交際費」とは、交際費・接待費・機密費・その他の費用で法人がその得意先・仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待・供応・慰安・贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいい、次に掲げるような性質を有するものは除くとされています。

1. 寄付金
2. 値引き及び割戻し
3. 広告宣伝費
4. 福利厚生費
5. 給与費

「得意先・仕入先その他事業に関係のある者等」には、その法人の営む事業に取引関係のある者だけでなく、間接的にその法人の利害に関係のある者及びその法人の役員・使用人・株主等も含まれます。